

## 議員提出第10号議案

米軍横田基地からのPFOS等流出の可能性の通報を受け立入調査  
を国に求める意見書

上記の議案を提出する。

令和6年12月17日

|     |         |      |       |
|-----|---------|------|-------|
| 提出者 | 府中市議会議員 | からさわ | 地 平   |
| 賛成者 | 〃       | 竹 内  | 祐 子   |
|     | 〃       | 奥 村  | さ ち 子 |
|     | 〃       | 西 の  | な お み |
|     | 〃       | 野 口  | な か お |
|     | 〃       | 杉 村  | 康 之   |

## 米軍横田基地からのP F O S等流出の可能性の通報を受け立入調査 を国に求める意見書

10月3日、北関東防衛局から東京都及び横田基地周辺自治体への情報提供で、8月30日の豪雨により、横田基地の消火訓練エリアから、P F O S等を含む泡消火剤の残留物を含む約4万8,000リットルの水がアスファルト上にあふれ出し、雨水排水溝に流入、横田基地の施設外に出た蓋然性が高いとの通報が米軍からあったことが発覚した。米軍が横田基地の施設外にP F A Sが流出した可能性を認め、通報したのは初めてのことである。

日米地位協定の環境補足協定は第4条で「環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）が現に発生した場合」に、「施設及び区域への適切な立入りを行うことができるよう合同委員会が手続を定め、及び維持することに合意する」としており、その手続を定めた日米合同委員会の合意では「環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）についての通報が行われたとき」において、日本国政府、都道府県又は市町村の関係当局は「現地視察を行うことを認めるよう申請することができる」、「サンプルを採取することを申請することもできる」と定めている。

府中市をはじめ多摩地域で深刻になっているP F A Sによる地下水汚染については米軍横田基地との関係も指摘されてきたが、これまで米軍は認めてこなかった。今回、米軍が初めて横田基地施設外へのP F A S流出の可能性を認めた機会を捉えて、国は横田基地への立入調査を行い、基地内における漏出の状況を明らかにし、対策を講じるべきである。

よって、府中市議会は、国会及び政府に対し、国の責任において次の事項の実現を求める。

- 1 今回のP F O S等流出について横田基地への立入調査を実施し、地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに必要な対応を行うこと。
- 2 米軍横田基地内にたまっているP F O S等を含む水の処分について、安全に万全を期し、迅速かつ適切に実施するとともに、包括的かつ長期的な対応策を明らかにし、確実に実行されるよう米軍に要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月17日

議 長 名

(宛先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣